



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

更新 平成24年8月13日

■労務管理の悩み解決をお手伝いします！

長崎労働局では、労働時間・休日・休暇等に関する相談や助言を行うため、専門的な知識を有する『働き方・休み方改善コンサルタント』を配置しています。コンサルタントは労働時間等の研修会の講師も行っています。(要予約)費用はかかりませんので、是非ご活用ください！

残業を減らすにはどうしたらいいの…

ワーク・ライフ・バランスってなに？

就業規則の制定・改正の手順は？

フレックスタイム制を導入したいんだけど…



詳しくはこちら

〒850-0033

長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階




長崎労働局労働基準部監督課

TEL:095-801-0030/FAX:095-801-0031

■仕事応援ダイヤルをご活用ください！

全国社会保険労務士会連合会では、厚生労働省の委託事業「夜間・土曜日均等法、育・介法、パート法等電話相談事業」を実施しております。この事業は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法等に関して事業主及び労働者の抱える問題の早期解決を図ることを目的として、電話やEメール、FAXによる相談に応じるものです。

職場での悩みや困りごとは、社労士の仕事応援ダイヤルをご活用ください！

	男女雇用機会均等法 女性は営業担当には配置できないって言われたんです。
育児・介護休業法 育児休業を申し出たら、解雇すると言われました。	
	パートタイム労働法 同じ仕事をしているのにパートと正社員の待遇がちがいます。

TEL:0120-07-4864
0570-07-4864

(携帯電話不通)
(携帯電話用有料)

受付時間:月～金 17:00～20:00、土 10:00～18:00
受付期間:平成25年3月30日まで
メール相談:24時間相談受付

相談料
無料

詳しくはこちら → <http://www.shakaihokenroumushi.jp/2010/ouen-dial/>

■ワン・ストップ無料相談のご案内！

Q1 ワンストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業事業主の皆様を支援する事業です。最低賃金引上げに対応して賃金の引上げを行うには生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。

こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国各地に設けています。

Q2 どんな相談に対応してくれるの？

経営に関する相談例

- (1) 販路開拓
- (2) 新規事業
- (3) 技術指導
- (4) 資金調達
- (5) マーケティング
- (6) IT活用による経営力強化
- (7) 支援制度の案内

労務管理に関する相談例

- (1) 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- (2) 就業規則（賃金改定等）の改正
- (3) 高齢者雇用
- (4) 労働安全衛生対策
- (5) 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度等の案内

Q3 専門家派遣では何をしてくれるの？

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局等から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案します。

相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません！



ワン・ストップ無料相談の窓口はこちら

長崎県最低賃金総合相談支援センター
〒850-0027
長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B
長崎県社会保険労務士会内
TEL:095-821-4454

お問い合わせ先

長崎労働局労働基準部賃金室
〒850-0033
長崎市万才町7-1
住友生命長崎ビル6階
TEL:095-801-0033

■セクシュアルハラスメントによる精神障害の労災請求に関する相談窓口について

長崎労働局では、平成24年8月から職場におけるセクシュアルハラスメントによる精神障害に関して労災請求相談窓口を開設しました。

相談は臨床心理士の資格を有する専門の女性調査員が応じます。
プライバシーは厳守しますので、お気軽にご相談ください。

- 【相談者】 職場でセクシュアルハラスメント等を受けられたご本人
【相談日時】 毎週水曜日の午前9時から午前11時まで
【相談場所】 長崎労働局労災補償課
長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階

※相談は予約制となります。必ず、事前にお問い合わせ下さい。

問合せ先

長崎労働局労働基準部労災補償課
TEL:095-801-0012(直通)
(受付時間は平日午前9時から午後5時まで)

■高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の受給者の皆さまへ

平成24年8月1日より、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額が変わります。

これは、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の動向をもとに、毎年8月1日に改定しているものです。

高年齢雇用継続給付（平成24年8月以後の支給対象期間から変更）

●支給限度額 344,209円 → 343,396円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、**343,396円－(支給対象月に支払われた賃金額)**が支給額となります。

●最低限度額 1,864円 → 1,856円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

●60歳到達時等の賃金月額

上限額 451,800円 → 450,600円

下限額 69,900円 → 69,600円

60歳到達時の賃金が上限額以上(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

育児休業給付（初日が平成24年8月1日以後である支給対象期間から変更）

●支給限度額 上限額 215,100円 → 214,650円

介護休業給付（初日が平成24年8月1日以後である支給対象期間から変更）

●支給限度額 上限額 172,080円 → 171,720円



高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の詳細な制度内容についてはこちら！



<高年齢雇用継続給付>

<http://krs.bz/roumu/c?c=7234&m=6718&v=fb29f6b3>

<育児休業給付>

<http://krs.bz/roumu/c?c=7235&m=6718&v=7a0c9394>

<介護休業給付>

<http://krs.bz/roumu/c?c=7236&m=6718&v=22123abc>

お問い合わせは、長崎労働局若しくはハローワーク長崎まで！

